第７回八女市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年７月７日（火）午後２時

２．開催場所　立花市民センター

３．出席農業委員（２２名）

１番　中村　輝義	２番　大坪　知美子	３番　服部　正文
４番　牛島　孝之	６番　池尻　律芳	７番　平井　照也
８番　塩塚　義治	９番　樋口　重樹	１０番　高山　和典
１１番　國武　覚	１２番　溝田　耕一	１３番　仁田原　一太
１４番　八田　久男	１５番　田形　隆徳	１６番　大津　達喜
１８番　小川　哲郎	１９番　松本　敬介	２０番　井手　洋一
２１番　原　義博	２２番　丸林　京市	２３番　堤　正義
２４番　月足　靖彦		

４．出席最適化推進委員（１２名）

８番　馬場　一登	１１番　大隈　弘志	１４番　松延　清隆
１５番　室園　千秋	１６番　延　和洋	２０番　溝田　正忠
２９番　益本　秀明	３１番　中島　広伸	３２番　東　正洋
３７番　大石　重信	４０番　中村　善徳	４３番　山口　史登

５．欠席委員　農業委員（２名）

５番　仁賀木　義文	１７番　伊藤　正博

６．欠席委員　最適化推進委員（２名）

３０番　森　義則	３５番　野中　昭男

７．議事日程

第１　会議の成立

第２　議事録署名委員の指名

第３　議案の上程

第４　議案の審議

報告第　１４号　農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について

議案第　２８号　農地法第３条の規定による許可申請書の処理について

議案第　２９号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について

報告第　１５号　農地改良行為の届出について

議案第　３０号　農地法第４条の規定による許可申請書の処理について

議案第　３１号　農地法第５条の規定による許可申請書の処理について

議案第　３２号　八女市農地利用最適化推進委員の委嘱について

８．農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園　隆一 中村　篤士 黒木支所 原口 勝憲 立花支所 園田 将大 上陽支所 井手 幸紀 星野支所　松内 寛人 矢部支所 大石 和宏 ９．会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）	
議　長	皆様こんにちは。本日は、令和８年第７回農業委員会総会を開催しましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。なお、現在の農業委員さん最適化推進委員さんでの農業委員会総会は本日が最後となるわけでございます。令和５年の７月８日より３年間皆様方には農業委員会活動に多大なご尽力いただきまして誠にありがとうございました。また、私事になりますけれども、令和３年の７月６日より、農業委員会会長として前任でありました〇〇さんがお亡くなりになり、職務代理者である私が会長職を授かりまして、５年間会長として皆様と同時に農業委員会活動に携われたことを心より感謝申し上げます。これで私は農業委員としての任期を終えることになりますけれども、その間、皆様方には大変ご指導、ご尽力いただきまして心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。それではただいまより農業委員会総会を開会いたします。 日程　第１・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員　２１(２２)名　、 農地利用最適化推進委員　１２名　であります。 会議規則第６条の規定により、本日の会議は成立いたしました。 日程　第２・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、６番池尻 律芳委員、７番平井 照也委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程　第３・議案の上程を行います。 案件の朗読を事務局よりお願いいたします。

	（案件朗読）
	事務局朗読のとおり報告２件・議案５件を一括議題といたします。 １ページをお願いします。 報告第１４号　農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。
事務局	今回、農地法第１８条第６項の規定による通知の報告については１９件です。総合計については、６ページをご覧ください。 解約のあった土地３９筆のうち田１５筆、畑２４筆、合計面積６８，４２４㎡です。すべて合意解約で、離作措置条件付きでの解約はございません。 添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。
議　長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 ７ページをお願いします。 議案第２８号　農地法第３条の規定による許可申請書の処理について農業委員４番説明をお願いします。
農業委員 ４番	番号１番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２番の説明を農業委員２２番お願いします。

農業委員 ２２番	番号２番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人はご家族で野菜を栽培し店頭販売を目指していかれる予定です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号３番の説明を農業委員２２番お願いします。
農業委員 ２２番	番号３番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号４番の説明を農業委員３番お願いします。
農業委員 ３番	番号４番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は自家消費用の野菜を栽培される予定です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号５番の説明を最適化推進１１番お願いします。
推進委員 １１番	番号５番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は自家消費用の野菜を栽培される予定です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号６番の説明を最適化推進委員１４番お願いします。
推進委員 １４番	番号６番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号７番の説明を最適化推進委員１４番お願いします。
推進委員 １４番	番号７番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号８番の説明を最適化推進委員１５番お願いします。
推進委員 １５番	番号８番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号９番の説明を農業委員１４番お願いします。
農業委員 １４番	番号９番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１０番の説明を農業委員１４番お願いします。
農業委員 １４番	番号１０番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

	ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１１番の説明を農業委員１４番お願いします。
農業委員 １４番	番号１１番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は自営業で、今回は譲り渡し人の要望により農地を譲り受け、日常的に耕作し自家消費野菜の栽培を行われる予定です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１２番の説明を最適化推進委員２０番お願いします。
推進委員 ２０番	番号１２番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人の所有地が申請箇所に隣接していて、耕作作業向上のため隣の農地を購入されます。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１３番の説明を最適化推進委員２９番お願いします。

推進委員 ２９番	番号１３番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１４番の説明を農業委員１番お願いします。
農業委員 １番	番号１４番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１５番は八女市農業委員会会議規則第１１条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、農業委員１８番小川委員は席をお下げください。 それでは最適化推進委員４０番説明をお願いします。
推進委員 ４０番	番号１５番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 農業委員１８番は席をお戻しください。 続いて番号１６番の説明を最適化推進委員３７番お願いします。
推進委員 ３７番	番号１６番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１７番の説明を農業委員１８番お願いします。
農業委員 １８番	番号１８番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１８番の説明を最適化推進委員８番お願いします。
推進委員 ８番	番号１８番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の叔父より受贈による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１９番の説明を最適化推進委員１６番お願いします。
推進委員 １６番	番号１９番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２０番の説明を最適化推進委員３１番お願いします。
推進委員 ３１番	番号２０番についてご説明いたします。譲り渡し人の妻への贈与と、譲り受け人の夫より受贈による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２１番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	番号２１番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議　長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２２番の説明を最適化推進委員４３番お願いします。
推進委員 ４３番	番号２２番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２３番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	番号２３番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転贈与の申請です。 譲り受け人は甥である譲り渡し人が遠方に住んでおり、農地を管理できないため贈与を受けられます。現在も実質、譲り受け人が農地の管理をされているため問題無いと考えられます。
議　長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 １１ページをお願いします。 議案第２９号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について事務局より説明お願いします。

事務局	ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。 今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に所有権移転する件数は２件です。 番号１番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号２番、こちらを売買により所有権移転されるものです。
議　長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 １２ページをお願いします。 報告第１５号　農地改良行為の届出について説明をお願いします。
事務局	番号１番についてご説明いたします。場所につきましては三河小学校の北にある農地です。（議案書朗読） この土地を２０ｃｍ盛土し、野菜の作付をされる予定です。 隣接農地はなく、盛土規制法の対象外であることを確認しております。
議　長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑に留め審議を終わります。 １３ページをお願いします。 議案第３０号　農地法第４条の規定による許可申請書の処理について説明をお願いします。
事務局	番号１番についてご説明いたします。申請地は竹ノ迫公民館から

	北西へ２００ｍほど進んだところにある農地です。（議案書朗読） この土地を専用住宅用地として利用するものです。隣接農地及び水利の承諾も得られております。
議　長	現地調査の報告を農業委員１番お願いします。
農業委員 １番	６月２５日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は南側水路に排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	なお、この案件は始末書が添えられておりますので報告をお願いします。
事務局	本件は、無届で農業用倉庫として利用されていたものでございますが、この度、始末書添付のうえ、申請者より許可申請書が提出されたものです。 転用計画といたしましては、現在建っている農業用倉庫を全て取り壊し、その跡地に専用住宅を建築するものでございます。 申請者より転用に至った経緯等の聞き取りを行い、県の筑後農林事務所とも連絡・協議を重ねたうえで、始末書を添付のうえ申請を行うよう指導いたしました。 提出された始末書の要旨といたしまして、申請土地について、農地法第４条の申請をしておりますが、本来なら、農業用施設用地としての届出を提出したうえで使用すべきでありましたが、農地法に対する認識不足によりこの様な結果をまねいてしまいました。今後は、農地法を遵守しこの様な違反行為をしないよう十分注意いたしますので、申請を許可くださいますようお願いいたします、との内容でした。
議　長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号２番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農業振興地域の農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地は原則不許可ですが、農振法第８条第４項に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設用地としての用途に供するものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議　長	続いて最適化推進委員３２番説明をお願いします。
推進委員 ３２番	番号２番についてご説明いたします。申請地は谷中公民館から北へ４００ｍほど進んだところにある農地です。（議案書朗読） この土地を農業用倉庫として利用するものです。隣接農地及び水利の承諾も得られております。
議　長	現地調査の報告を農業委員１番お願いします。
農業委員 １番	６月２５日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。 雨水については、地下浸透により排水される計画です。 隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議　長	なお、この案件も始末書が添えられておりますので報告をお願いします。
事務局	本件は、申請者が事前の許可を得ないまま、無届で農業用倉庫の建築に着手していたものです。当該事案の発覚後、事務局において直ちに工事の停止を求め、申請者より無断着工に至った経緯等の聞き取りを行い、県の筑後農林事務所とも連絡・協議を重ねたうえで、始末書添付のうえ適正な手続きを行うように指導いたしました。これを受け、今回始末書添付のうえ許可申請書の提出がされたものです。

	経過といたしましては、当初計画していた別の土地での農業用倉庫建築が困難となった状況下において、すでに発注済みの鉄骨等の建築資材が現場に搬入される事態となりました。その際、申請者は『建築物の面積が２００㎡未満であれば、事前の許可は不要である』と、農地法施行規則第２９条第１号の規定について誤った解釈をしており、手続きを経ないまま申請地において着工してしまったとのことでございます。なお、当初計画していた土地については、令和８年２月１６日付けで転用許可の取消がなされております。 次に提出された始末書についてご報告いたします。 申請土地について、農地法第４条の申請をしておりますが、当初は別の土地２筆で農業用倉庫及び農業用資材置場用地として利用する計画でした。しかし軟弱地盤が判明し、地盤改良工事にも多額の費用を要することが判明し、また、申請地北側の県道拡幅計画により、当初予定していた土地利用計画が難しくなったことにより工事を断念し、既に発注済みであった農業用倉庫の鉄骨等資材が搬入され、やむを得ず許可が無いまま本申請地に令和７年８月に着工しておりました。現地に関してはロープで周囲を囲い、許可がおりるまで使用しないこと、また今後は、農地法を遵守しこの様な違反行為をしないよう十分注意いたしますので、申請を許可くださいますようお願いいたします、との内容でした。
議　長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 １４ページをお願いします。 議案第３１号　農地法第５条の規定による許可申請書の処理について番号１番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内に

	ある農地であり、第２種農地と判断します。
議　長	続いて農業委員１６番説明をお願いします。
農業委員 １６番	番号１番についてご説明いたします。申請地はＪＡふくおか八女八女地区センターより北東へ約３１０ｍにある農地です。（議案書朗読） この土地を売買により譲り受けられて、蓄電池設備用地として利用するための申請です。６月２３日の立ち合いの際に水利の承諾はとれております。３月２９日と５月２３日の２回開催いたしました、地元住民への説明会に隣接農地および宅地や水利関係者が出席されて、説明を受けており本施設の設置および運営に伴う騒音、振動、景観、安全性、その他生活環境への影響について町内会が協議し、必要な配慮と、措置を講ずる事を目的として覚書を交わすことで確認しております。さらに建設予定地の半径５０ｍの隣接所有者へ個別に覚書を交わすことで確認しております。
議　長	現地調査の報告を農業委員３番お願いします。
農業委員 ３番	６月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。 隣接農地への影響等について確認がとれております。
議　長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。はい牛島委員お願いします。
農業委員 ４番	会社ですね、名前だけ聞くと中国系だろうと思いますけれども、今日の新聞にも蓄電池を進めるような記事が載っておりましたけれども、片方は太陽光、片方は蓄電池とセットで経産省がやってきてるという事でですね、非常に慎重にしないと。国が進めますけれども、なかなか釈明はしない、間違ったことでも時間が経たないとやらないということで、本当に慎重にしないと景観、特に太陽光あたりは阿蘇とか、出来て問題になって初めて規制されるんです。熱海の盛土関係のも、静岡県も熱海市も動かない、ああいう犠牲が出て初めて国が規制に動くわけですよ。そこらへん慎

	重にせやんと思います。話し合いの結果、どのような質問が出てどのような対応があったのかお願いします。
議　長	１６番大津さんお願いします。
農業委員 １６番	まず２回の説明会をうけまして、電磁波の影響、あとは振動、近くにハウスがありますので風の影響等、隣接する住居がありますので火災の心配等がありました。会社の回答としては、電磁波については規定以下、また火災についてはもし万が一あった場合は、補償、弁償をすること、そういった部分を覚書に書いてありますけれども、先ほど言いました５０m範囲内の民家や施設関係の所有者に対しても、個別の覚書を交わすことで確認をしてもらったということです。なお、こちらから提案した覚書の内容は今日渡しておりますので、それが承認されれば町内会長を得て覚書を交わしたいと思います。
議　長	はい４番どうぞ。
農業委員 ４番	太陽光事業もそうですけれども、この会社は半永久的に所有権まで取っているのか、あるいは転売、転売で変わる可能性もあるわけですよね。その時にちゃんと行政区なりにこういうふうに移転しましたよと報告する義務は恐らく無いだろうと思いますけども、この方たちも会社として当然、利益をあげる、転売転売で行けば利益が出てくるわけですよ。その辺ちゃんとしとかんと、いくら覚書をしていても会社がいくつも変わって、いや俺たちは聞いてませんよと。そこらへん何かしとかんとですね。できれば行政としてもそこらへんよく考えていただきたいと思います。
事務局	今ご意見いただきました件につきましては、法令が国土交通省であったり、総務省であったり色んな関係の省において制度が運用されている状況でございます。農林水産省においても許可要件をを広げられて第一種農地等でもこういった蓄電池施設について許可をしているという方針ではありますが、先ほど牛島委員からご意見ありましたとおり、行政の方でも出来ることはですね、今のところは色々規制するものはございませんけれども、この申請を

	県へ進達するにあたってこういう意見が出たと県にもお知らせしたいと考えております。
議　長	ほかに質疑はございますか。質疑を終結します。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号２番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められた農地であり、第３種農地と判断します。
議　長	続いて最適化推進委員１６番説明をお願いします。
推進委員 １６番	番号２番についてご説明いたします。申請地は八女インターチェンジより南東へ約２２０ｍ進んだ農地になります。（議案書朗読） この土地を売買により譲り受けられて、貸駐車場用地して利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれており、問題は無いと思います。
議　長	現地調査の報告を農業委員７番お願いします。
農業委員７番	６月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 １５ページをお願いします。 議案第３２号、八女市農地利用最適化推進委員の委嘱について説明をお願いします。
事務局	農業委員会等に関する法律第１７条第１項の規定に、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」と定められております。 委員改選に伴い、令和８年７月２０日からの農地利用最適化推進委員として、議案書１４ページから１７ページまで記載された４５名の方々の決定を求めるものでございます。 なお、改選に伴う農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、通常、改選後の最初の総会の議案としており、任期初日の７月２０日に総会を開催して議決をいただき、同日付けで委嘱書を交付しているところです。 しかし、今回につきましては、任期初日の７月２０日が祝日であることから、総会開催日を翌日の７月２１日予定としております。７月２１日総会の議案とした場合、委嘱日は総会開催日と同日の７月２１日となり、１日のずれが生じることになりますので、本来の７月２０日付けで推進委員を委嘱できるよう、本日の総会の議案とさせていただいているところです。
議　長	ただいまの説明で何かご質疑ありませんか。なければ現在の皆様方に次期なる最適化推進委員さんについての審議をお願いすることになりますので、よろしくお願いします。 それでは質疑が無ければ終結します。よろしいですね。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 以上で議案の審議は全て終了いたしました。

	これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。 （閉会宣言 15 時 18 分） 令和８年７月７日 議　長　　月　足　靖　彦 ６　番　　池　尻　律　芳 ７　番　　平　井　照　也